鹿沼市学生消防団活動認証制度実施要綱

（目的）

1. この要綱は、大学生、大学院生、短期大学生又は専門学校生（以下「大学生等」

という。）が、在学中に、消防団員として真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献をした（以下「功績」という。）場合において、本市がその功績を認証し、就職活動を支援することにより、大学生等の消防団への入団を促進し、消防団活動の活性化を図ることを目的とする。

（対象者）

1. 本制度による認証（第４条に規定する認証をいう。次条において同じ）の対象と

なる者（以下「認証対象団員」という。）は、大学、大学院、短期大学又は専門学校（以下「大学等」という。）在学中に、本市の消防団員として１年以上（ただし、過去に他の市町村の消防団員として活動した者は、その期間を含む。）継続的に消防団活動を行った者（大学等を卒業してから３年を経過した者を除く。）とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（推薦）

1. 本制度による認証を希望する認証対象団員は、消防団長に認証推薦依頼書（様式

第１号）を提出するものとする。

２　前項の認証推薦依頼書を受理した消防団長は、当該認証対象団員の功績を認め、本制度による認証を受ける者として当該認証対象団員を推薦する場合は、市長に認証推薦書（様式第２号）を提出するものとする。

３　市長は、前項の認証推薦書を受理するに当たり、当該認証対象団員の功績を確認できる資料の提出を求めることができる。

（審査）

第４条　市長は、前条第２項の認証推薦書を受理したときは、推薦内容を審査し、認証の可否を決定するものとする。

（審査結果通知書の交付）

第５条　市長は、前条の審査による認証の可否について、学生消防団活動審査決定通知書（様式第３号）を消防団長に交付するものとする。

（認証状等の交付）

第６条　市長は、第４条の審査により、功績を認証することとした者（以下「被認証者」という。）に対して、鹿沼市学生消防団活動認証状（様式第４号。以下「認証状」という。）を交付するものとする。

２　市長は、被認証者の求めに応じて、就職活動時において企業に提出するために必要となる範囲において、鹿沼市学生消防団活動認証証明書（様式第５号。以下「認証証明書」という。）を随時交付するものとする。

（認証の取消し）

第７条　市長は、被認証者が、次のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

(1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合

(2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合

(4) 前３号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があった場合

２　前項により認証を取り消した場合、市長は、被認証者に対し、鹿沼市学生消防団認証取消通知書（様式第６号）で通知するものとする。

３　認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに市に返却しなければならない。

（本制度の周知）

第８条　市は、本制度について、鹿沼市消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。

２　市は、本制度について、企業に周知し、認証証明書の効果が十分に得られるよう努めるものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

（消防団活動期間の算定の特例）

２　第２条の規定の適用については、この要綱の施行日前の消防団活動を含めることができる。